

令和 6 年和光市議会 1 2 月定例会

提出議案の概要

和光市

議案第82号	土地の交換について
担 当	駅北口まちづくり事務所

【目的】

次のとおり土地の交換をしたいので、地方自治法第96条第1項第6号の規定に基づき、この案を提出するものです。

【内容】

1 交換する市有地

地番	地目	地積
和光市丸山台一丁目11番10	雑種地	278.74㎡
合計		278.74㎡
不動産鑑定評価額 138,533,780円		

2 交換する民有地

地番	地目	地積
和光市駅北口土地区画整理事業 仮換地10街区6画地 (従前地)	宅地	365.69㎡
和光市下新倉一丁目1577番15		410.60㎡
合計		365.69㎡
不動産鑑定評価額 132,014,090円		

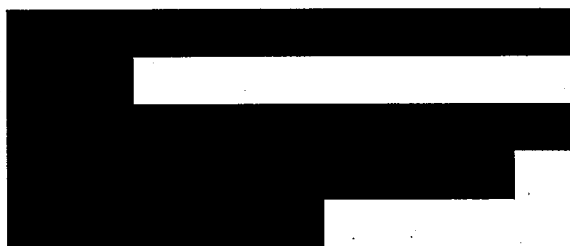
3 交換差金の額 6,519,690円

交換差金は交換の相手方が市へ納付します。

市は納付確認後、所有権移転に係る手続きを行います。

4 交換の相手方 (相手方1)

(相手方2)



5 仮契約締結日 令和6年10月29日

【施行期日】

議会承認後、本契約を締結します。

議案第 83 号	財産の貸付について
担 当	総務課
【目的】 次のとおり財産を貸し付けたいので、地方自治法第96条第1項第6号の規定に基づき、この案を提出するものです。 【内容】 1 貸付する財産 和光市議事堂1階 122.48㎡ 2 貸付の相手方 株式会社ファミリーマート 3 貸付期間 開店日から10年間 4 行政財産使用料 免除 5 その他の市の負担 改修工事費、運営支援金 【開店予定日】 令和7年2月28日	

議案第 8 4 号	中央公民館雨漏改修工事の変更契約の締結について						
担 当	財政課						
【目的】 令和 6 年 6 月 2 7 日付で議決を経て契約を締結した本案件について、工事着手後に施工内容に変更が生じたことから、契約額を増額変更するものです。 【変更内容】 1 外壁改修工事の対象数量増加 2 防水改修工事の撤去数量増加、断熱仕様の増加 3 植栽工事の新設植栽取り止め 4 建設副産物処理費の対象数量増加 【変更請負代金額】 落札率補正 当初請負工事価格／当初設計工事価格×変更設計工事価格（全て税抜） $150,000,000 / 165,000,000 \times 173,100,000 = 157,363,636 \dots$ $\approx 157,300,000$ $157,300,000 \times 1.1 = 173,030,000 \text{ (税込)}$ 変更請負工事価格－当初請負工事価格（全て税込） $173,030,000 - 165,000,000 = 8,030,000$ <u>変更契約額 増 8, 0 3 0, 0 0 0 円</u> 【議案の法的根拠】 地方自治法第 9 6 条第 1 項第 5 号 地方自治法施行令第 1 2 1 条の 2 の 2 第 1 項 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条 【契約案件の受注者や内容など】 <table> <tr> <td>工事名</td><td>中央公民館雨漏改修工事</td></tr> <tr> <td>工事場所</td><td>和光市中央公民館（和光市中央 1-7-27）</td></tr> <tr> <td>契約の方法</td><td>ダイレクト型一般競争入札</td></tr> </table>		工事名	中央公民館雨漏改修工事	工事場所	和光市中央公民館（和光市中央 1-7-27）	契約の方法	ダイレクト型一般競争入札
工事名	中央公民館雨漏改修工事						
工事場所	和光市中央公民館（和光市中央 1-7-27）						
契約の方法	ダイレクト型一般競争入札						

変更前契約金額 金165,000,000円(税込)

変更後契約金額 金173,030,000円(税込)

(うち消費税額及び地方消費税額 金15,730,000円)

契約の相手方 埼玉県朝霞市北原一丁目4番2号

株式会社共進

代表取締役 池田 達之介

議案第86号	和光市生活介護施設（知的障害者）の管理を行わせる指定管理者の指定について
担 当	障害福祉課

【目的】

和光市生活介護施設（知的障害者）の指定管理期間満了に伴い、指定管理者の指定を行います。

【内容】

和光市生活介護施設（知的障害者）の管理を行わせる指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、この案を提出します。

- 1 指定する施設の名称 和光市生活介護施設（知的障害者）

- 2 指定の相手方 所在地 和光市南一丁目23番1号
名 称 社会福祉法人 和光市社会福祉協議会
代表者職氏名 会長 木田 亮

- 3 指 定 期 間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

議案第87号	和光市総合福祉会館の生活介護施設（身体障害者）の管理を行わせる 指定管理者の指定について
担 当	障害福祉課
【目的】 和光市総合福祉会館の生活介護施設（身体障害者）の指定管理期間満了に伴い、指定管理者の指定を行います。 【内容】 和光市総合福祉会館の生活介護施設（身体障害者）の管理を行わせる指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、この案を提出します。 1 指定する施設の名称 和光市生活介護施設（身体障害者） 2 指定の相手方 所在地 和光市南一丁目23番1号 名 称 社会福祉法人 和光市社会福祉協議会 代表者職氏名 会長 木田 亮 3 指 定 期 間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで	

議案第 88 号	和光市総合福祉会館の就労継続支援 B 型施設の管理を行わせる指定管理者の指定について
担 当	障害福祉課
【目的】 和光市総合福祉会館の就労継続支援 B 型施設の指定管理期間満了に伴い、指定管理者の指定を行います。 【内容】 和光市総合福祉会館の就労継続支援 B 型施設の管理を行わせる指定管理者を指定したいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、この案を提出します。 1 指定する施設の名称 和光市就労継続支援 B 型施設 2 指 定 の 相 手 方 所 在 地 和光市南一丁目 23 番 1 号 名 称 社会福祉法人 和光市社会福祉協議会 代表者職氏名 会長 木田 亮 3 指 定 期 間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで	

議案第 89 号	和光市監査委員条例及び和光市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて
担 当	監査委員事務局、上下水道部企業経営課
【目的】 令和 6 年法律第 65 号による地方自治法の一部改正に伴い、本条例の引用条項が変わるため、当該引用条項を改めるものです。 【内容】 和光市監査委員条例及び和光市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例において引用している地方自治法第 243 条の 2 の 8 の規定が一部改正により、第 243 条の 2 の 9 に改められるため、当該引用条項を改めるものです。 【施行期日】 地方自治法の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 65 号）附則第 1 条第 3 号に掲げる規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日	

議案第90号	和光市税条例及び和光市都市計画税条例の一部を改正する条例を定めることについて
担 当	課税課

【目的】

令和6年和光市議会6月定例会において、「陳情第2号 入湯税課税免除に関する陳情」が採択されたこと及び情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関連規定を整備したいので所要の改正を行うものです。

【内容】

Ⅰ 改正の要点

(1) 入湯税

ア 入湯税課税免除基準額を1,000円（税抜き）から1,200円（税抜き）とします。

〔和光市税条例 第118条関係〕

イ 施行日

令和7年1月1日

(2) その他の改正

法改正に併せて所要の規定を整備（項ずれの修正）します。

議案第91号	和光市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を定めることについて
担 当	保険年金課
【目的】 和光市国民健康保険ヘルスプランに基づき保険税率を改正する。 【内容】 基礎課税額の平等割額を削り、均等割額を「21,000円」から「24,000円」に改め、後期高齢者支援金等課税額の均等割額を「9,000円」から「12,000円」に改め、介護納付金課税額の均等割額を「9,000円」から「12,000円」に改める。 【施行期日】 令和7年4月1日	

議案第 92 号	市道路線の廃止について
担 当	道路安全課
【目的】 市道 492 号線及び市道 501 号線の廃止 朝霞和光資源循環組合のごみ広域処理施設整備事業用地とするため、事業用地内の和光市道を廃止したいので、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 3 項の規定により、この案を提出するものです。 【内容】 1 廃止する市道路線 市道 492 号線 起点 和光市新倉八丁目 2669 番 1 地先 終点 和光市新倉八丁目 2544 番地先 幅員 6.01m～7.93m 延長 352.65m 市道 501 号線 起点 和光市新倉八丁目 2595 番 3 地先 終点 和光市新倉八丁目 2377 番 1 地先 幅員 5.73m～8.09m 延長 538.02m 【施行期日】 議会承認後、縦覧・告示を行います。	

議案第93号	市道路線の認定について
担 当	道路安全課
【目的】 市道492号線、市道501号線及び市道669号線の認定 議案第92号により廃止した和光市道の内、朝霞和光資源循環組合のごみ広域処理施設整備事業用地外の部分を再認定すると共に、和光市二軒新田土地区画整理事業で新設された道路を和光市道として認定したいので、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、この案を提出するものです。 【内容】 Ⅰ 認定する市道路線 市道492号線 起点 和光市新倉八丁目2669番1地先 終点 和光市新倉八丁目2539番地先 幅員 6.01m～8.07m 延長 272.91m 市道501号線 起点 和光市新倉八丁目2563番2地先 終点 和光市新倉八丁目2377番1地先 幅員 6.03m～8.09m 延長 340.31m 市道669号線 起点 和光市南一丁目6003番4地先 終点 和光市南一丁目6000番2地先 幅員 5.50m～7.68m 延長 163.21m 【施行期日】 議会承認後、縦覧・告示を行います。	

議案第 99 号	令和 6 年度埼玉県和光市水道事業会計補正予算（第 3 号）																										
担 当	企業経営課																										
【目的】 今回の補正予算は、既定予算第 3 条に定める営業外収益を 369 万 4 千円増額し、営業費用を 369 万 4 千円増額するものです。 今回の補正予算では、事務所用建物（旧保健センター）の取得価額が確定したことにより減価償却費及び長期前受金戻入額が増加したため補正するものです。 【内容】 収益的収入 <table><tr><td>科目</td><td>既決予定額</td><td>補正予定額</td><td>計</td></tr><tr><td>第 1 款 事業収益</td><td>1,604,211 千円</td><td>3,694 千円</td><td>1,607,905 千円</td></tr><tr><td>第 2 項 営業外収益</td><td>192,495 千円</td><td>3,694 千円</td><td>196,189 千円</td></tr></table> 収益的支出 <table><tr><td>科目</td><td>既決予定額</td><td>補正予定額</td><td>計</td></tr><tr><td>第 1 款 事業費</td><td>1,497,121 千円</td><td>3,694 千円</td><td>1,500,815 千円</td></tr><tr><td>第 1 項 営業費用</td><td>1,488,676 千円</td><td>3,694 千円</td><td>1,492,370 千円</td></tr></table>				科目	既決予定額	補正予定額	計	第 1 款 事業収益	1,604,211 千円	3,694 千円	1,607,905 千円	第 2 項 営業外収益	192,495 千円	3,694 千円	196,189 千円	科目	既決予定額	補正予定額	計	第 1 款 事業費	1,497,121 千円	3,694 千円	1,500,815 千円	第 1 項 営業費用	1,488,676 千円	3,694 千円	1,492,370 千円
科目	既決予定額	補正予定額	計																								
第 1 款 事業収益	1,604,211 千円	3,694 千円	1,607,905 千円																								
第 2 項 営業外収益	192,495 千円	3,694 千円	196,189 千円																								
科目	既決予定額	補正予定額	計																								
第 1 款 事業費	1,497,121 千円	3,694 千円	1,500,815 千円																								
第 1 項 営業費用	1,488,676 千円	3,694 千円	1,492,370 千円																								

議案第100号	令和6年度埼玉県和光市下水道事業会計補正予算（第1号）
担 当	企業経営課

【目的】

今回の補正予算は、既定予算第3条に定める営業費用を1千100万円増額し、営業外費用を99万2千円減額するものです。

今回の補正予算では、荒川右岸流域下水道事業の維持管理負担金請求額が増額したことに伴い、その費用を計上するため、補正するものです。

【内容】

収益的支出

科目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 下水道事業費用	1,203,511 千円	10,008 千円	1,213,519 千円
第1項 営業費用	1,124,739 千円	11,000 千円	1,135,739 千円
第2項 営業外費用	73,472 千円	△992 千円	72,480 千円